

平成29年3月27日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第 1 1 号 草津市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案
- 議第 1 2 号 草津市社会教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則案
- 議第 1 3 号 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案
- 議第 1 4 号 草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則案
- 議第 1 5 号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第11号

草津市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成29年3月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則（平成18年草津市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項および第3条中「まちづくり協働部長および」を削る。

別表を次のように改める。

| 教育委員会事務 | 市長の事務部局の職員 |
|--|------------|
| (1) 幼稚園の設置、管理および廃止に関すること。 (2) 幼稚園の職員の人事および研修に関すること。 (3) 園児の入園、休園および退園に関すること。 (4) 幼稚園の組織編成、教育課程および教育内容の指導助言に関すること。 (5) 幼稚園の教材等の取扱いに関すること。 (6) 園舎その他の施設および教具その他の設備の整備に関すること。 (7) 幼稚園の職員および園児の保健、安全、厚生および福利に関すること。 (8) 幼稚園における学校保健・安全および環境衛生に関すること。 (9) 預かり保育の実施に関すること。 (10) その他幼稚園教育に関すること。 | 子ども家庭部の職員 |

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則新旧対照表

| 改正後（案） | 改正前（現行） |
|---|---|
| <p>第1条（略） （補助執行させる事務）</p> <p>第2条（略） 2（略）</p> <p>3 子ども家庭部長は、第1項の規定により、補助執行させるものとされた事務のうち、特に重要であると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に協議しなければならない。</p> <p>（補助執行状況の報告）</p> <p>第3条 子ども家庭部長は、前条の規定により補助執行した事務について、その執行状況を年1回教育委員会に報告するものとする。</p> | <p>第1条（略） （補助執行させる事務）</p> <p>第2条（略） 2（略）</p> <p>3 <u>まちづくり協働部長</u>および子ども家庭部長は、第1項の規定により、補助執行させるものとされた事務のうち、特に重要であると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に協議しなければならない。</p> <p>（補助執行状況の報告）</p> <p>第3条 <u>まちづくり協働部長</u>および子ども家庭部長は、前条の規定により補助執行した事務について、その執行状況を年1回教育委員会に報告するものとする。</p> |

| 改正後（案） | | 改正前（現行） | |
|--|----------------|--------------------------------|----------------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 教育委員会事務 | 市長の事務部 局の職員 | 教育委員会事務 | 市長の事務部局 の職員 |
| (1) 幼稚園の設置、管理および廃止に関すること。 | 子ども家庭部 | (1) <u>公民館の管理に関すること。</u> | まちづくり協働 |
| (2) 幼稚園の職員の人事および研修に関すること。 | の職員 | (2) <u>公民館の職員の人事および研修に関するこ</u> | 部の職員 |
| (3) 園児の入園、休園および退園に関すること。 | | <u>と。</u> | |
| (4) 幼稚園の組織編成、教育課程および教育内容の 指導助言に関すること。 | | (3) <u>備品の管理に関すること。</u> | |
| (5) 幼稚園の教材等の取扱いに関すること。 | | (4) <u>各種団体の指導育成に関すること。</u> | |
| (6) 園舎その他の施設および教具その他の設備の 整備に関すること。 | | (5) <u>図書に関すること。</u> | |
| (7) 幼稚園の職員および園児の保健、安全、厚生お よび福利に関すること。 | | (6) <u>各種講座の開催に関すること。</u> | |
| (8) 幼稚園における学校保健・安全および環境衛生 に関すること。 | | (7) <u>その他公民館の管理運営に関すること。</u> | |
| (9) 預かり保育の実施に関すること。 | | (1) 幼稚園の設置、管理および廃止に関するこ と。 | 子ども家庭部の 職員 |
| (10) その他幼稚園教育に関すること。 | | (2) 幼稚園の職員の人事および研修に関するこ と。 | |
| | | (3) 園児の入園、休園および退園に関すること。 | |
| | | (4) 幼稚園の組織編成、教育課程および教育内 | |

| 改正後（案） | 改正前（現行） | |
|---|--|--|
| <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> | <p>容の指導助言に関すること。</p> <p>(5) 幼稚園の教材等の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 園舎その他の施設および教具その他の設備の整備に関すること。</p> <p>(7) 幼稚園の職員および園児の保健、安全、厚生および福利に関すること。</p> <p>(8) 幼稚園における学校保健・安全および環境衛生に関すること。</p> <p>(9) 預かり保育の実施に関すること。</p> <p>(10) その他幼稚園教育に関すること。</p> | |

議第12号

草津市社会教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則案

上記の議案を提出する。

平成29年3月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市社会教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則

草津市社会教育指導員の設置等に関する規則(昭和47年草津市教育委員会規則第8号)は、廃止する。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

草津市社会教育指導員の設置等に関する規則（抄）

（設置）

第1条 社会教育の充実を図るため、教育委員会に社会教育指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、非常勤とする。

（指導員の勤務場所）

第2条 指導員は地区公民館（草津市立公民館条例（昭和57年草津市条例第18号）に規定する地区公民館をいう。）に勤務するものとする。

（職務）

第3条 指導員は、社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成等に当たるものとする。

（委嘱）

第4条 指導員は、教育一般に関し豊かな識見および経験を有し、かつ、社会教育および同和教育に関する指導技術を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（服務）

第5条 指導員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 指導員は、常にその職務を行ううえに必要な知識および技術の修得に努めなければならない。

3 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（任期）

第6条 指導員の任期は、1年とする。ただし、補欠により就任した指導員の任期は前任者の残任期間とする。

2 指導員は、再任されることができる。

（解嘱）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の期間中においても指導員を解嘱することができる。

(1) 指導員が自己の都合により解嘱を申し出たとき。

(2) 指導員の勤務成績が良くないとき。

(3) 教育委員会の都合により設置の必要がなくなつたとき。

(4) 指導員としてふさわしくない非行のあつたとき。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

議第13号

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成29年3月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 草津市中学校給食実施方式等検討委員会の項を削る。

別表第2 草津市中学校給食実施方式等検討委員会の項を削る。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年教育委員会規則第2号）新旧対照表

| 改正後（案） | | | 現行 | | |
|------------------------|---|-----------------|--------------------|--|-----------------|
| 第1条～第10条（略） | | | 第1条～第10条（略） | | |
| 別表第1（第2条・第9条関係） | | | 別表第1（第2条・第9条関係） | | |
| 附属機関の名称 | 委員資格者 | 所属 | 附属機関の名称 | 委員資格者 | 所属 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 草津市小・中学校結核対策委員会 | (1) 保健医療関係者 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員 | 教育委員会事務局スポーツ保健課 | 草津市小・中学校結核対策委員会 | (1) 保健医療関係者 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員 | 教育委員会事務局スポーツ保健課 |
| (略) | (略) | (略) | 草津市中学校給食実施方式等検討委員会 | (1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係行政機関の職員 (4) PTAを代表する者 (5) その他教育委員会が認める者 | 教育委員会事務局スポーツ保健課 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 別表第2（第3条第2項関係） | | | 別表第2（第3条第2項関係） | | |
| 附属機関の名称 | 任期 | | 附属機関の名称 | 任期 | |
| (略) | (略) | | (略) | (略) | |
| 草津市小・中学校結核対策委員会 | 委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで | | 草津市小・中学校結核対策委員会 | 委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで | |
| (略) | (略) | | 草津市中学校給食実施方式等検討委員会 | 1年 | |
| (略) | (略) | | (略) | (略) | |
| 別表第3（第6条第3項関係）（略） | | | 別表第3（第6条第3項関係）（略） | | |
| 付 則 | | | | | |
| この規則は、平成29年4月1日から施行する。 | | | | | |

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

別表第1（第2条・第9条関係）

| 附属機関の名称 | 委員資格者 | 所属 |
|--------------------|--|---------------------|
| （略） | （略） | （略） |
| 草津市中学校給食実施方式等検討委員会 | (1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係行政機関の職員 (4) PTAを代表する者 (5) その他教育委員会が認める者 | 教育委員会事務局 スポーツ保健課 |
| （略） | （略） | （略） |

別表第2（第3条第2項関係）

| 附属機関の名称 | 任期 |
|--------------------|-----|
| （略） | （略） |
| 草津市中学校給食実施方式等検討委員会 | 1年 |
| （略） | （略） |

議第14号

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成29年3月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則
草津市立図書館管理規則（昭和58年草津市教育委員会規則第10号）の一部を次の
ように改正する。

第2条第8号中「、公民館」を削る。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則
新旧対照表

| 新 規 則 | 旧 規 則 |
|--|--|
| <p>第1条 (略) (事業)</p> <p>第2条 図書館は、次の各号に掲げる事業を行う。 (1)～(7) (略) (8) 他の図書館、学校、研究所等との連絡、調整および協力 (9)～(16) (略)</p> <p>第3条～第24条 (略)</p> <p>別記様式第1号から別記様式第2号 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> | <p>第1条 (略) (事業)</p> <p>第2条 図書館は、次の各号に掲げる事業を行う。 (1)～(7) (略) (8) 他の図書館、学校、<u>公民館</u>、研究所等との連絡、調整および協力 (9)～(16) (略)</p> <p>第3条～第24条 (略)</p> <p>別記様式第1号から別記様式第2号 (略)</p> |

草津市立図書館管理規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市立図書館（以下「図書館」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 図書館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料（郷土資料、古文書および行政資料を含む。以下同じ。）の収集、整理および保存
- (2) 個人貸出および団体貸出
- (3) 読書案内および読書相談
- (4) レファレンス
- (5) 読書会、研究会、講習会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催および奨励
- (6) 館報その他の読書資料の発行および頒布
- (7) 時事に関する情報および参考資料の紹介および提供
- (8) 他の図書館、学校、公民館、研究所等との連絡、調整および協力
- (9) 図書館資料の図書館間相互貸借
- (10) 市内学校図書館との連絡提携
- (11) 読書団体との連絡、協力および団体活動の促進
- (12) 地域図書館活動に対する援助
- (13) 地方行政資料の収集および提供
- (14) 視聴覚資料の収集および提供
- (15) 移動図書館の運営
- (16) その他図書館の目的達成のため必要な事業

議第15号

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年3月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
 次の者を草津市通学区域審議会委員に委嘱することにつき、草津市通学区域審議会設置条例
 (昭和47年草津市条例第24号)第3条第2項の規定により、本委員会の議決を求める。

| 区 分 | 委嘱する者 | 備考 |
|---------------------------|---------|------|
| その他教育委員 会が必要と認め るもの | 藤 田 加奈子 | 公募委員 |
| | 山 元 久 枝 | 公募委員 |
| | 岸 本 千代子 | 公募委員 |
| | 西 村 奈 美 | 公募委員 |
| | 清 水 郁 | 公募委員 |

任期 : 平成29年3月28日 ~ 平成30年12月26日

草津市通学区域審議会設置条例（抄）

（設置）

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期するため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

（委員）

第3条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 草津市PTA連絡協議会の代表
- (3) 草津市校長会および園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

平成29年3月27日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 草津市立公民館の休館日使用に関する要綱を廃止する要綱について
- (2) 草津市立草津アミカホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則について
- (4) 草津市中学校給食実施基本計画の策定について
- (5) 平成28年度草津市スポーツ推進計画の点検・評価について
- (6) インフルエンザの流行による幼・小・中学校（園）の臨時休業の状況について
- (7) 草津市接続期カリキュラムの策定について
- (8) 寄付の受入れについて



草津市立公民館の休館日使用に関する要綱を廃止する要綱

草津市立公民館の休館日使用に関する要綱（昭和60年草津市教育委員会告示第5号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

草津市立公民館の休館日使用に関する要綱（抄）

（趣旨）

第1条 この要綱は、草津市立公民館の休館日（草津市立公民館管理規則（昭和57年草津市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第4条第1項に定める休館日をいう。以下同じ。）における使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日における使用）

第2条 教育委員会は、公民館活動および地域コミュニティ活動のため、特に必要と認められた場合に限り、公民館の使用を許可する。

2 使用を許可する日および時間は、休館日のうち12月29日から翌年1月3日までを除いた日の午前9時から午後5時までとする。

3 休館日における公民館を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、規則第5条第2項の規定により許可申請をしなければならない。

4 教育委員会は、休館日における定期的使用は許可しないものとする。

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会で定める。

草津市立草津アマカホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則
草津市立草津アマカホール使用料の徴収等に関する規則(平成26年草津市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所(市立の保育所に限る。)」を「、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所(市立の保育所に限る。)および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(市立の認定こども園に限る。)」に、同項第4号中「および児童福祉法第39条に規定する保育所」を「、児童福祉法第39条に規定する保育所および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園」に改める。

第5条に次の2項を加える。

- 5 第3条第2項の規定は、指定管理者が条例第9条第4項により利用料金を減額し、または免除する場合に準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 6 第4条第2項の規定は、指定管理者が条例第9条第6項ただし書きにより利用料金を還付する場合に準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

別表音響設備の部 REV(エコーマシン)の項を削る。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

草津市立草津アマカホール使用料の徴収等に関する規則

新旧対照表

| 新 条 例 (案) | 旧 条 例 |
|---|--|
| <p>第1条～第2条 (略) (使用料の減免)</p> <p>第3条 草津市立草津アマカホール条例(平成3年草津市条例第34号。以下「条例」という。)第8条第3項の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を減額し、または免除するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(市立の学校に限る。)、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所(市立の保育所に限る。)</u>および<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(市立の認定こども園に限る。)</u>が使用するとき 全額</p> <p>(4) 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園が使用するとき(前号の場合を除く。) 5割相当額</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4条 (略) (利用料金の承認の手続等)</p> <p>第5条 条例第9条第2項前段の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第3条第2項の規定は、指定管理者が条例第9条第4項により利用料金を減額し、または免除する場合に準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 <u>第4条第2項の規定は、指定管理者が条例第9条第6項ただし書きにより利用料金を還付する場合に準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表(第2条関係) 付属設備等使用料</p> | <p>第1条～第2条 (略) (使用料の減免)</p> <p>第3条 草津市立草津アマカホール条例(平成3年草津市条例第34号。以下「条例」という。)第8条第3項の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を減額し、または免除するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(市立の学校に限る。)<u>および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所(市立の保育所に限る。)</u>が使用するとき 全額</p> <p>(4) 学校教育法第1条に規定する学校および児童福祉法第39条に規定する保育所が使用するとき(前号の場合を除く。) 5割相当額</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4条 (略) (利用料金の承認の手続等)</p> <p>第5条 条例第9条第2項前段の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表(第2条関係) 付属設備等使用料</p> |

草津市立草津アマカホール使用料の徴収等に関する規則

新旧対照表

新 条 例 (案)

旧 条 例

| 区分 | 品名 | 単位 | 使用料 | 備考 |
|------|-----------|-----|------|----|
| (略) | (略) | (略) | (略) | |
| 音響設備 | (略) | (略) | (略) | |
| | ダイナミックマイク | 1本 | 300円 | |
| | はね返りスピーカー | 1台 | 400円 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | |

| 区分 | 品名 | 単位 | 使用料 | 備考 |
|------|--------------|-----|------|----|
| (略) | (略) | (略) | (略) | |
| 音響設備 | (略) | (略) | (略) | |
| | ダイナミックマイク | 1本 | 300円 | |
| | REV (エコーマシン) | 1台 | 500円 | |
| | はね返りスピーカー | 1台 | 400円 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | |

注 (略)

別記様式第1号～別記様式第2号 (略)

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

注 (略)

別記様式第1号～別記様式第2号 (略)



草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則
草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則（平成26年草津市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（市立の保育所に限る。）」を「、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（市立の保育所に限る。）および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（市立の認定こども園に限る。）」に改め、同項第4号中「および児童福祉法第39条に規定する保育所」を「、児童福祉法第39条に規定する保育所および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（利用料金の承認の手続等）

第5条 条例第10条第2項前段の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

2 指定管理者は、条例第10条第2項前段の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、条例第10条第2項後段の規定による承認の申請について準用する。この場合において、第1項中「利用料金承認申請書」とあるのは、「利用料金変更承認申請書」と読み替えるものとする。

4 条例第10条第4項の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金減免基準承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

5 第3条第2項の規定は、指定管理者が条例第10条第4項により利用料金を減額し、または免除する場合に準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

6 第4条第2項の規定は、指定管理者が条例第10条第6項ただし書きにより利用料金を還付する場合に準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

別表照明器具の部スポットライト（2Kw以下）の項および移動用照明システムの項を削り、同表音響設備の部を次のように改める。

| | | | |
|------|----------------|-----|--------|
| 音響設備 | ホール拡声装置（基本4CH） | 1式 | 2,030円 |
| | ホール拡声装置（追加1CH） | 1CH | 500円 |
| | ワイヤレスマイク装置 | 1CH | 200円 |
| | 3点吊マイク装置 | 1基 | 300円 |
| | CDプレーヤー | 1台 | 200円 |

| | | |
|-----------|-----|--------|
| テープレコーダー | 1台 | 300円 |
| MDプレーヤー | 1台 | 650円 |
| モニタースピーカー | 1台 | 300円 |
| 効果機材 | 1台 | 500円 |
| 録音料 | 60分 | 200円 |
| 持込器具 | 1Kw | 100円 |
| 音響移動卓 | 1台 | 1,600円 |
| 電池 | 1個 | 60円 |

別表楽器等の部中

「

| | | |
|------------|----|------|
| 指揮台・指揮者譜面台 | 1式 | 200円 |
|------------|----|------|

」を

「

| | | |
|--------|----|------|
| 指揮台 | 1台 | 100円 |
| 指揮者譜面台 | 1台 | 100円 |

」に、

同表舞台設備の部中

「

| | | |
|-------|----|------|
| 演台・花台 | 1式 | 200円 |
|-------|----|------|

」を

「

| | | |
|----|----|------|
| 演台 | 1台 | 100円 |
| 花台 | 1台 | 100円 |

」に改め、

地がすりの項を削る。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

草津市立草津クリアホール使用料の徴収等に関する規則

新旧対照表

| 新 条 例 (案) | 旧 条 例 |
|--|---|
| <p>第1条～第2条 (略) (減免)</p> <p>第3条 草津市立草津クリアホール条例(平成26年草津市条例第20号。以下「条例」という。)第9条第3項の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を減額し、または免除するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(市立の学校に限る。)、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所(市立の保育所に限る。)、および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(市立の認定こども園に限る。)</u>が使用するとき 全額</p> <p>(4) <u>学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所、および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園</u>が使用するとき(前号の場合を除く。) 5割相当額</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4条 (略) (利用料金の承認の手續等)</p> <p>第5条 <u>条例第10条第2項前段の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、条例第10条第2項前段の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、条例第10条第2項後段の規定による承認の申請について準用する。この場合において、第1項中「利用料金承認申請書」とあるのは、「利用料金変更承認申請書」と読み替えるものとする。</u></p> | <p>第1条～第2条 (略) (減免)</p> <p>第3条 草津市立草津クリアホール条例(平成26年草津市条例第20号。以下「条例」という。)第9条第3項の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を減額し、または免除するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(市立の学校に限る。)<u>および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所(市立の保育所に限る。)</u>が使用するとき 全額</p> <p>(4) <u>学校教育法第1条に規定する学校および児童福祉法第39条に規定する保育所</u>が使用するとき(前号の場合を除く。) 5割相当額</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> |

草津市立草津クレアホール使用料の徴収等に関する規則

新旧対照表

| 新 条 例 (案) | | | | 旧 条 例 | | | |
|--|----------------|-----|---------------|-----------------------|----------------|-----|--------|
| <p>4 条例第10条第4項の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金減免基準承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>5 第3条第2項の規定は、指定管理者が条例第10条第4項により利用料金を減額し、または免除する場合に準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第4条第2項の規定は、指定管理者が条例第10条第6項ただし書きにより利用料金を還付する場合に準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> | | | | | | | |
| 別表(第2条関係) 付属設備等使用料 | | | | 別表(第2条関係) 付属設備等使用料 | | | |
| 区分 | 品名 | 単位 | 使用料 | 区分 | 品名 | 単位 | 使用料 |
| 照明器具 | (略) | (略) | (略) | 照明器具 | (略) | (略) | (略) |
| | 花道フットライト | 1式 | 200円 | | 花道フットライト | 1式 | 200円 |
| | スポットライト(1Kw以下) | 1台 | 100円 | | スポットライト(2Kw以下) | 1台 | 200円 |
| | カラーフィルター | 1枚 | 500円 | | スポットライト(1Kw以下) | 1台 | 100円 |
| | (略) | (略) | (略) | | カラーフィルター | 1枚 | 500円 |
| | 天反ライト | 1式 | 2,030円 | | (略) | (略) | (略) |
| 音響設備 | ホール拡声装置(基本4CH) | 1式 | 2,030円 | 音響設備 | 天反ライト | 1式 | 2,030円 |
| | ホール拡声装置(追加1CH) | 1CH | 500円 | | 移動用照明システム | 1式 | 4,000円 |
| | ワイヤレスマイク装置 | 1CH | 200円 | | ホール拡声装置(基本4CH) | 1式 | 2,030円 |
| | 3点吊マイク装置 | 1基 | 300円 | | ホール拡声装置(追加1CH) | 1CH | 500円 |
| | CDプレーヤー | 1台 | 200円 | | ワイヤレスマイク装置 | 1CH | 200円 |
| | テープレコーダー | 1台 | 300円 | | 3点吊マイク装置 | 1基 | 300円 |
| | MDプレーヤー | 1台 | 650円 | | レコード・CD | 1台 | 200円 |
| | モニタースピーカー | 1台 | 300円 | | テープレコーダー | 1台 | 300円 |
| | | | | | MDプレーヤー(本体) | 1台 | 650円 |
| | | | MDプレーヤー(リモコン) | 1台 | 350円 | | |

草津市立草津クリアホール使用料の徴収等に関する規則

新旧対照表

| 新 条 例 (案) | | | | 旧 条 例 | | | |
|-------------|--------|-----|--------|-------|------------------|-----|--------|
| | | | | | ステージスピーカー | 1台 | 300円 |
| | | | | | T・Bスピーカー | 1台 | 100円 |
| | 効果機材 | 1台 | 500円 | | 効果機材 | 1台 | 500円 |
| | 録音料 | 60分 | 200円 | | 録音料 | 60分 | 200円 |
| | | | | | エレベーターマイク装置 | 1基 | 200円 |
| | | | | | ギターアンプ | 1台 | 200円 |
| | | | | | ギターアンプ (スピーカー一体) | 1台 | 100円 |
| | | | | | ベースアンプ | 1台 | 350円 |
| | | | | | キーボードアンプ | 1台 | 100円 |
| | 持込器具 | 1Kw | 100円 | | 持込器具 | 1Kw | 100円 |
| | 音響移動卓 | 1台 | 1,600円 | | 移動用音響システム | 1式 | 9,000円 |
| | 電池 | 1個 | 60円 | | 電池 | 1個 | 60円 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 楽器等 | (略) | (略) | (略) | 楽器等 | (略) | (略) | (略) |
| | ドラムセット | 1式 | 610円 | | ドラムセット | 1式 | 610円 |
| | 指揮台 | 1台 | 100円 | | 指揮台・指揮者譜面台 | 1式 | 200円 |
| | 指揮者譜面台 | 1台 | 100円 | | | | |
| | 演奏者譜面台 | 1台 | 50円 | | 演奏者譜面台 | 1台 | 50円 |
| 舞台設備 | 演台 | 1台 | 100円 | 舞台設備 | 演台・花台 | 1式 | 200円 |
| | 花台 | 1台 | 100円 | | | | |
| | 金屏風 | 1双 | 1,010円 | | 金屏風 | 1双 | 1,010円 |
| | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) |
| | 緋毛氈 | 1枚 | 200円 | | 緋毛氈 | 1枚 | 200円 |
| | | | | | 地がすり | 1枚 | 3,050円 |
| | 吊り看板枠 | 1枚 | 100円 | | 吊り看板枠 | 1枚 | 100円 |
| | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) |

草津市立草津クリアホール使用料の徴収等に関する規則

新旧対照表

| 新 条 例 (案) | | | | 旧 条 例 | | | |
|--|-----|-----|-----|------------------------------|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 注 (略) 別記様式第1号～別記様式第2号 (略) 付 則 <u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u> | | | | 注 (略) 別記様式第1号～別記様式第2号 (略) | | | |

草津市中学校給食実施基本計画 【概要版】

1. 本計画策定の背景と目的

本市の中学校昼食は、昭和48年9月から主食・おかず・牛乳を提供する「完全給食」を実施していましたが、給食を実施する中で、急激な生徒数の増加や残食、給食を使っていたはずが増加したこと等を受け、昭和61年4月に牛乳のみを提供する「ミルク給食」に移行し、平成2年4月には「ミルク給食」を廃止し、現在は、家庭弁当持参制を基本として、様々な事情により家庭弁当が持参できない場合の補完制度としてスクールランチ制度を運用しています。

しかしながら、全国的に中学校給食の実施が進んでいることや、県内の中学校給食の実施状況、本市における中学校給食を望む保護者の声や、市議会での請願の採択などといった社会情勢の変化等を踏まえ、さらなる教育環境の向上と食育の推進を図ることを目的として、平成27年12月に中学校給食を実施する方針を決定し、本市に最も適した実施方式等について、草津市中学校給食実施方式等検討委員会を平成28年度に設置して検討を行ってきました。

本計画は、これらの検討結果を受けて、草津市立中学校における望ましい給食を実現するために策定したものです。

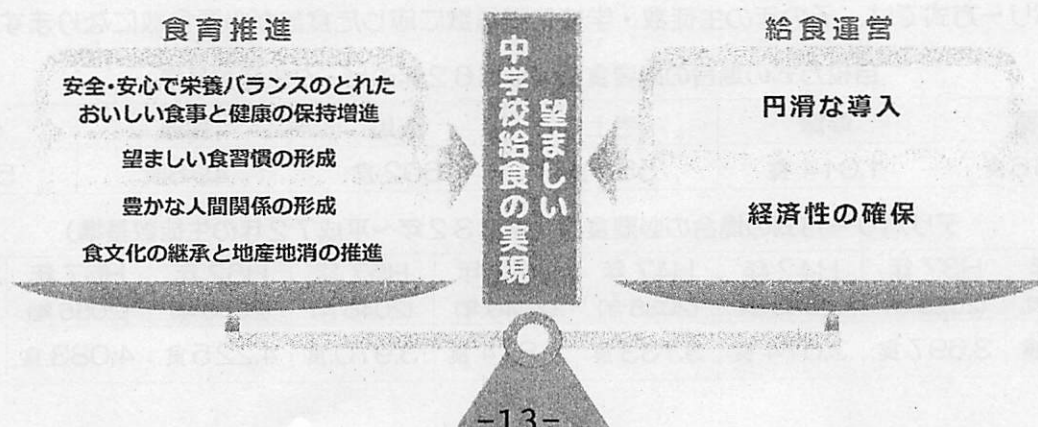
2. 本計画の位置づけ

本計画は、平成27年12月に本市が決定した中学校給食の実施に係る方針に基づき、中学校給食を実現するため、学校給食法や学校給食実施基準を踏まえるとともに、第5次草津市総合計画や草津市教育振興基本計画（第2期）をはじめとした関連計画と整合性を図りながら、草津市立中学校における望ましい給食の実現に向けた考え方や、取り組み等についてまとめたものです。

3. 中学校給食の実施に向けた基本的な考え方について

次代を担う子どもたちの健全な心身を育み、健やかな成長と学びを支えるとともに、子どもたちが食に関して自ら考え、実践していける姿勢を養っていくことができるよう、給食を生きた教材として活用しながら食育推進に取り組むものとしします。また、給食の円滑な導入や、経済性を確保しながら、学校、保護者、地域、行政等が協働して給食運営に取り組むものとしします。

本市では、これらをバランスよく取り組むことで、草津市らしい中学校給食を実現します。



4. 中学校給食の現状

平成26年5月1日現在の全国の公立中学校の給食実施率は93.7%を占める一方、滋賀県の公立中学校における給食実施率は63.0%と、他都道府県に比べて低い状況です。なお、平成25年5月1日現在の滋賀県の給食実施率は60.0%であったため、県内の給食実施は増加傾向にあります。

本市では、昭和48年に完全給食を開始しましたが、その後、社会情勢や学校運営などの状況変化に伴い、昭和61年にミルク給食に移行し、平成2年にはミルク給食を廃止し、現在は「家庭弁当持参制」を基本としています。また、様々な事情により家庭弁当を持参できない場合の補完制度として、平成22年からスクールランチ制度を運用しています。

5. 実施方式の検討

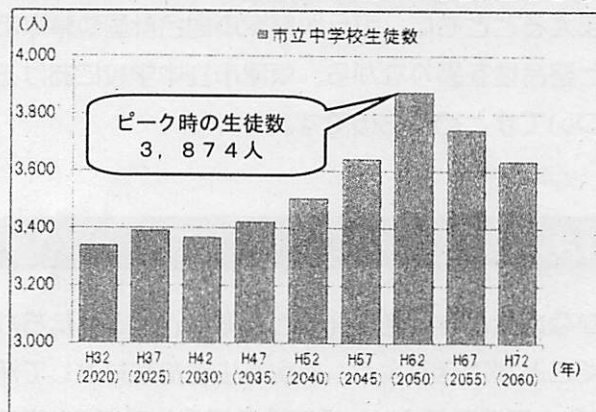
● 給食実施方式の種類

- 自校方式 : 自校に調理室を設置し、給食の提供、食器の洗浄、保管等を行う方式
- センター方式 (食缶) : 給食センターで複数校の給食を調理し、対象校への配送、食器の回収、洗浄、保管等を一括で行う方式
- デリバリー方式 (ランチボックス) : デリバリー業者が調理した給食をランチボックスで対象校へ配送し、回収する方式

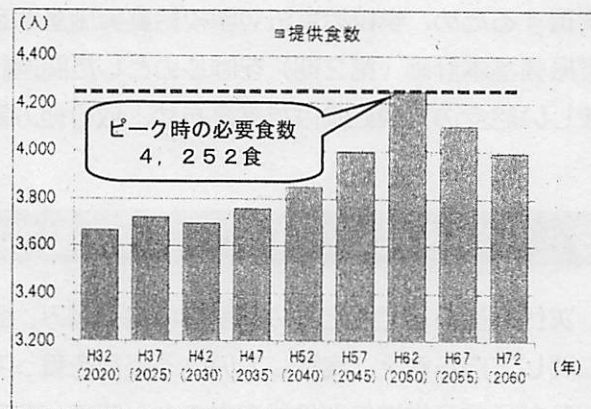
● 必要食数の設定

中学校生徒数は、平成62年にピークを迎えて3,874人となる見込みです。

給食を実施するにあたっては、必要食数の設定が必要です。自校方式およびセンター方式の場合は、生徒数に学校教職員・調理員等の推計人数を加えた数量、デリバリー方式の場合は、生徒数に学校教職員の推計人数を加えた数量を基準の食数とします。



中学校生徒数の推移



センター方式の提供食数の推移

センター方式の場合は、生徒数がピークを迎える平成62年の提供食数が基準となり、必要食数は4,252食です。自校方式も同様に平成62年が基準となり、中学校ごとに必要食数が決まります。

デリバリー方式では、その年の生徒数・学校教職員数に応じた食数が必要食数になります。

自校方式の場合の必要食数 (平成62年のピーク生徒数基準)

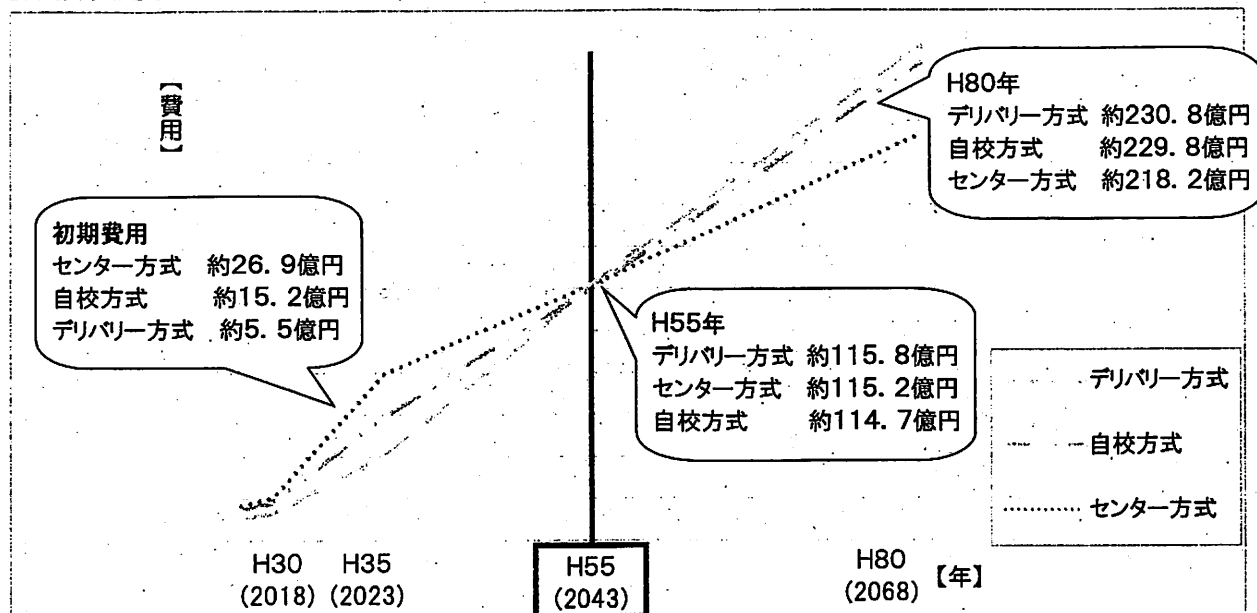
| 高穂 | 草津 | 老上 | 玉川 | 松原 | 新堂 |
|--------|--------|------|------|------|------|
| 1,066食 | 1,014食 | 557食 | 602食 | 498食 | 549食 |

デリバリー方式の場合の必要食数 (平成32年～平成72年の生徒数基準)

| H32年 (2020年) | H37年 (2025年) | H42年 (2030年) | H47年 (2035年) | H52年 (2040年) | H57年 (2045年) | H62年 (2050年) | H67年 (2055年) | H72年 (2060年) |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 3,642食 | 3,697食 | 3,674食 | 3,733食 | 3,824食 | 3,970食 | 4,225食 | 4,083食 | 3,965食 |

● 概算事業費用

調理施設を新設した場合の施設の耐用年数を約50年と想定し、平成29年から平成80年までの累計概算費用を実施方式別に試算しました。



初期費用は、センター方式が最も高く、デリバリー方式が最も安くなります。センター方式は用地取得や給食センターの整備が必要なため初期費用は高いですが、運営費用が安いため、運用期間が長くなるほど、運営費用の高いデリバリー方式との累計概算費用の差が小さくなっていきます。平成80年まで運用すると、デリバリー方式が最も高く、センター方式が最も安くなります。

● 事業スケジュールの比較

自校方式では、調理施設建設工事を行う際の周辺環境への配慮や、国庫財源を効果的に活用することを考慮すると、6校すべてを一度に工事するのではなく、順次整備を進めることが望ましいと言えます。滞りなく計画が進捗した場合、平成30年度から平成32年度にかけて順次工事を行い、平成33年度までに6校が順次運用を開始することを想定します。なお、調理場建設のための用地取得や校舎の大規模改造が必要となる場合は、さらに年数が必要です。

デリバリー方式では平成31年度、センター方式では平成32年度の運用開始を想定します。

● 事業手法について

調理施設の整備を伴う自校方式およびセンター方式の場合、市が直接維持管理・運営を行う従来方式と、民間ノウハウを活用するPFI方式を比較すると、PFI方式では、導入可能性調査の実施期間のほか、事業者の選定等に相当の期間を要するというデメリットがあるため、中学校給食の早期かつ円滑な実施を目指す本市の状況を勘案すると、従来方式が望ましいと考えられます。

● 中学校の施設状況

本市の市立中学校には、平成4年に開校した玉川中学校を除き、以前に学校給食で使用していた旧配膳室がありますが、その面積は最大で60㎡です。他市事例を参考にすると、本市と同等規模の中学校における自校方式の調理室は約200㎡～300㎡の面積が必要なため、旧配膳室は調理のための十分な広さがありません。また、各校敷地内の既存施設やスペースを考慮すると、調理室設置のためのスペース確保は非常に困難な状況です。

また、旧配膳室の多くが現在は他の用途に使用されており、配膳室への転用が困難な箇所もあることから、センター方式やデリバリー方式においては、旧配膳室以外の既存施設の活用や敷地内への増築によるスペース確保を視野に入れた検討が必要です。15-

● 実施方式の特徴の比較

| 比較項目 | 自校方式 | センター方式（食缶） | デリバリー方式（ラジック） |
|----------|--|---|--|
| 最短導入時期 | 平成33年度～ △ | 平成32年度～ ○ | 平成31年度～ ◎ |
| 学校現場への影響 | 配膳時間が比較的長く、日課の変更が必要。 △ | 配膳時間が比較的長く、日課の変更が必要。 △ | 配膳時間が比較的短く、日課への影響が少ない。 ○ |
| 長期的コスト | 初期費用：中、運営費用：高 △ | 初期費用：高、運営費用：低 ○ | 初期費用：低、運営費用：高 △ |
| おいしさ | 調理後から喫食までの時間が最短で、温かくおいしい給食の提供が可能。 ◎ | 調理後2時間以内の喫食ができ、温かくおいしい給食の提供が可能。 ○ | 調理後2時間以内の喫食は不可。冷却処理後に配送のため、再加熱が必要。 △ |
| 実現可能性 | 各校の現状では必要なスペース確保が困難。 △ | 導入実績・ノウハウがあり、将来にわたって継続的な安定運営が見込める。 ◎ | 調理施設を保有する受託可能業者が限定的。継続的な安定運営に不安がある。 △ |
| その他 | 栄養教諭配置基準に該当。調理施設が各校にあり、食育推進に好影響を与えるが、安全衛生管理水準にばらつきが出る可能性あり。 ○ | 栄養教諭配置基準に該当。小学校から一貫した食育の取り組みを行うのに適している。 ○ | 栄養教諭配置基準に該当しない。 △ |
| 総評 | おいしさや食育推進の点で優れる。調理施設を整備するための必要スペースの確保ができない。 △ | 小学校給食の実施方式であり、小学校から一貫した食育の取り組みを行うのに適している。実現可能性が高く、継続的な安定運営が見込める。長期的コストが最も低い。 ○ | 最短導入時期や、学校現場への影響が少ない点で他の方式より優れる。調理施設を保有する受託可能業者が限定的であることから中学校給食の継続的な安定運営に不安がある。 △ |

6. 草津市における実施方式の決定

様々な角度から比較検討した結果、本市の市立中学校における学校給食の実施方式は、
センター方式（食缶）を従来方式にて実施することとします。

- 施設整備**
- ・現給食センターでは、小学校給食に加えて中学校給食に必要な食数を調理することができないため、中学校給食のために新たな給食センターの建設が必要です。
 - ・各中学校敷地内に配膳室の整備が必要です。また、配膳等に要する時間をできる限り短縮するため、配膳室は2階より上階にも整備することを検討します。
- 用地取得**
- ・施設規模や必要なインフラの状況等を考慮し、早急に建設用地を選定します。
 - ・新たな給食センターは、民間事業者への委託を前提とし、現センターのノウハウを参照するとともに、中学校の実情に合わせた運営を行います。また、各中学校では、各階に配膳支援員を設置するなど、学校の実情に応じて円滑に運営できる体制づくりを検討していきます。
- 運営**
- ・小学校からの切れ目ない食育の推進を行います。
 - ・食物アレルギー対応は、生徒の安全確保を最優先に考えます。
 - ・食の重要性、必要性等への理解を深め、残食量の抑制に向けた対策を講じていきます。
 - ・中学校給食は、平成32年度の運用開始を目指します。

▶中学校給食は、学校現場だけでなく、保護者や地域の皆様、行政が、ともに力を合わせて協働により実現しようとするものであるとともに、市民の皆様の理解によって支えられるものであることに十分配慮しながら、給食実施に向けた取り組みを進めていきます。

▶中学校給食の実現に向けては、小学校給食からの一貫・継続した食育推進を行うとともに、給食実施によって学校教育にひずみを生じることのないよう、給食運営にあたっては学校現場の声を十分に聞きながら、給食実施の成果の検証等を通じて継続的に課題解決に努めていきます。